

教 育 委 員 会 会 議 録

開催日 令和5年11月29日

南 あ わ じ 市 教 育 委 員 会

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会

南あわじ市及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会 合同定例会会議録

1. 日 時 令和5年11月29日(水) 午前10時00分開会

2. 場 所 南あわじ市役所 第2別館 第5会議室

3. 会議次第

開 会 午前10時00分

開議宣告

会議録署名委員の指名 山本委員(南あわじ市) 狩野委員(学校組合)

前回会議録の承認

議 事

協議及び報告事項

閉議宣告

閉 会 午前11時00分

4. 会議の出席者

《南あわじ市》

(教育長) 浅井 伸行

(教育委員) 青木 京、数田 久美子、近藤 宰常、山本 真也

《学校組合》

(教育長) 浅井 伸行

(教育委員) 狩野 時夫、青木 京、本條 滋人、山本 真也

5. 説明のため出席した者の職氏名

教育次長 福田 龍八、教育次長補兼学校教育課長 上原 泉、

教育総務課長 秀 充浩、社会教育課長 山家 光泰、

体育青少年課長 阿萬野 真司、教育総務課係長 佐々木 友美、

教育総務課主任 大西 重三子

6. 会議に付した事件及びその結果

《南あわじ市》

議案第24号 議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見聴取について
原案可決

1. 開 会

午前10時00分

【浅井教育長】 定足数に達しておりますので、ただいまから南あわじ市教育委員会及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名

【浅井教育長】 まず、「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員につきましては、会議規則第15条第2項の規定により、1名の委員を指名します。

南あわじ市教育委員会会議録署名委員につきましては山本委員にお願いいたします。

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会会議録署名委員につきましては、狩野委員にお願いいたします。

3. 前回会議録の承認

【浅井教育長】 次に、「前回の会議録の承認」に移ります。

前回会議録につきましては、事前に送付させていただいておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。何かお気づきの点はございませんでしたか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 ご意見がないようですので、前回教育委員会定例会会議録については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、前回の教育委員会定例会会議録承認することに決定しました。

4. 教育長報告

【浅井教育長】 次に、「教育長報告」をさせていただきます。

まず、はじめに(1) B&G全国教育長会議について、11月8日に東京で開催さ

れました。今回のテーマは「中学校部活動の地域移行について」ということで、本市と静岡県掛川市が事例発表の自治体に選ばれ、発表を行ってまいりました。両市は、正反対の取組を行っており、大変興味深い発表になったと感じています。掛川市では、令和7年度までにすべての部活動を廃止するという方針を決めており、それまでに受け入れ先を整えて移行していくことを進めています。掛川市が「部活動をやめます」ということでしたので、私の方からは、「部活動をやめません」ということから発表を始めました。まず、市内のスポーツ団体、文化団体等に声をかけ、中学生を受け入れていただける団体との調整を図りました。受け入れるための条件を各団体から出していただき、一覧にまとめて生徒へ提示しました。そこから生徒のニーズと受入団体とのマッチングを行いました。生徒は、地域団体による放課後の活動、これまでと同様の部活動、人数が少ない学校同士での合同部活動という様々な活動から自分がしたい活動を選ぶことができ、選択の幅が狭まらないように取り組んでいるという話をさせていただきます。

次に、(2) 近畿高校駅伝についてです。先日、本市が開催地となって5回目の近畿高校駅伝大会が開催されました。当日は、風もなく絶好のコンディションの中、男子40チーム、女子37チーム、約800名の生徒が参加しました。応援団の人を含め多くの方が、南あわじ市に訪れ、非常に盛況な大会であったと思います。

来年度6回目になりますが、本市での開催は最後となりますので、教育委員の皆様にも引き続き応援をよろしくお願いいたします。

最後に、(3) 県移動教育委員会についてです。11月16日に学ぶ楽しさ支援センターにて開催されました。県からは、教育長、教育委員、3人の教育次長、担当課長が参加され、本市の教育の取組や学ぶ楽しさ支援センターでの取組等を私の方から説明させていただきました。施設を見学していただき、様々な質問をいただくなどして、本市の教育に関して理解を深めていただけたのではないかと思います。

以上につきまして、ご意見等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 ないようですので「教育長報告」を終わらせていただきます。

5. 議 事

○南あわじ市教育委員会議案第24号

「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」

【浅井教育長】 南あわじ市教育委員会議案第24号「議会の議決を経るべき事件の議

案に係る意見聴取について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【福田次長】 この案件につきましては、令和5年11月28日に招集された、令和5年第123回南あわじ市議会定例会に提案した議案7件が対象となっております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない」と規定されている事件に該当し、市長より意見を求められているものでございます。本来であれば、事前に当委員会にお諮りすべきところでしたが緊急的な対応を要したことから、教育長専決にて進めさせていただき、今回このような形で報告させていただくものです。

7件の議案について、私をはじめ所管課長より順にご説明いたします。

まずは、私から令和5年度南あわじ市一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

予算書、第3表繰越明許費をご覧ください。10款、教育費、5項、社会教育費、事業名、公民館大規模改修事業、1億7,200万円を計上しております。これは、神代地区公民館の大規模改修に係るものです。こちらは、当該工事が年度内に完了しないことから、予算に計上した金額を上限として、本件工事に係る費用を令和6年度へ繰越できるようにするものでございます。

第4表債務負担行為補正をご覧ください。淡路人形浄瑠璃館の令和6年度から16年度までの11年間分の指定管理料3億4,000万円でございます。こちらは、令和6年4月1日より淡路人形座の経営が公益財団法人淡路人形協会から株式会社うずのくに南あわじに移管されることに伴い、淡路人形浄瑠璃館の管理及び運営に関し、新たに株式会社うずのくに南あわじと指定管理委託契約を締結することとしており、本件契約期間中の指定管理料を債務負担行為として計上しております。

第5表地方債補正をご覧ください。社会教育施設整備事業1億6,100万円でございます。こちらは、神代地区公民館大規模改修工事の財源として、市債を借入できるように限度額を増額するものでございます。

次に、歳入について説明します。

17款、寄附金、1項、寄附金、9目、教育費寄附金で9,738万9,000円の増額しております。こちらは、先般の教育委員会定例会において、教育長より報告させていただきました故丸川美喜子様が沼島小中学校のためにご寄附いただいたものです。出身校の沼島小学校・中学校の子どもたちが、いきいきと誇りと愛情をもって豊かな学校生活を送ることができるように役立ててほしいとのご意向でございますので、丸川様のご意向に沿うよう、新年度以降に活用させていただきたいと考えております。

21款、市債、1項、市債、8目、教育債、2節、社会教育債で1億6,350万

円を増額しております。これは、先ほどご説明をいたしました神代地区公民館大規模改修事業に係る市債でございます。

次に歳出について説明させていただきます。

3款、民生費、2項、児童福祉費、6目、放課後児童健全育成事業費から10款、教育費、6項、保健体育費、4目、学校給食費までの教育委員会関係職員及び会計年度任用職員の人件費の補正でございます。各款・項・目の1節、報酬、2節、給料、3節、職員手当等、4節、共済費等をご覧ください。こちらは、主に人事異動等に伴う人件費の補正で、各節ごとの増減を差し引きいたしまして、総額で1,966万円の減額をしております。

10款、教育費、5項、社会教育費、2目、公民館費、12節、委託料320万円、14節、工事請負費1億6,900万円をそれぞれ増額しております。こちらは、神代地区公民館大規模改修事業に係る費用です。委託料は、工事の適正な執行を監理するための工事監理委託、工事請負費は、既存建物の防水や外壁改修や集会室の増築新築などを実施する工事費でございます。

10款、教育費、5項、社会教育費、7目、文化財保護費、1節、報酬で9万2,000円、8節、旅費で、10万4,000円を増額しております。これは、門崎砲台跡の保存活用方針において、南あわじ市文化財保護審議会に砲台や観光・商工関連の知識を有した「臨時委員」を置くことにより、教育委員会の諮問に対して専門的かつ幅広い視点での検討、検証を行うため、その臨時委員の報酬と旅費等の費用弁償分を追加するものでございます。

11款、災害復旧費、3項、公共施設災害復旧費、1目、公共施設災害復旧費、14節、工事請負費440万円を増額しております。こちらは、丸山地区公民館屋上の防水シートが、今年8月15日の台風7号によりが全面はがれる被害に合いましたので、防水シート全面張替え修繕を行うものでございます。

13款、諸支出金、1項、基金費、16目、学ぶ楽しさ日本一基金費、24節、積立金1億3,913万6,000円を増額しております。これは、基金利子57万8,000円とふるさと応援寄附金の積み残し分4,116万9,000円、これに歳入でご説明いたしました故丸川美喜子様の寄附金を本基金に積立するものでございます。これは、先ほどご説明いたしました淡路人形浄瑠璃館の指定管理料に債務負担行為による支出予定額に関する調書でございます。

以上で簡単ではございますが、令和5年度南あわじ市一般会計補正予算（第5号）についてのご説明とさせていただきます。

【山家課長】 続きまして、私からは6件の条例制定等についてご説明させていただきます。

はじめに、「南あわじ市立図書館条例の一部を改正する条例制定について」です。図書館サービスの統制及び均一化による利用者への利便性向上を目的として、中央公民

館図書室を南あわじ市立図書館三原分館とするため、所要の改正を行うものです。なお、附則でこの条例の施行日を令和6年4月1日と定めています。

次に、「南あわじ市淡路人形浄瑠璃資料館条例の一部を改正する条例制定について」です。この条例の一部改正は、現中央公民館図書室の休館日を月曜日から水曜日に変更することに伴い、同一施設内にある南あわじ市淡路人形浄瑠璃資料館の休館日を水曜日に変更するため、所要の改正を行うものです。なお、附則でこの条例の施行日を令和6年4月1日と定めています。

次に、「南あわじ市淡路人形浄瑠璃館条例の一部を改正する条例制定について」です。この条例の一部改正は、観光客の集客を強化し、また観光資源として施設の有効活用を行い、健全な施設運営を実現していくため、入館料及び使用料の改定等所要の改正をするものです。なお、附則でこの条例の施行日を令和6年4月1日外と定めています。

次に、「南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について」です。この条例の一部改正は、市地区公民館を現在の中央公民館の位置へ移転することに伴い、市地区公民館の位置、施設の名称及びその使用料を改めるため、所要の改正を行うものです。なお、附則でこの条例の施行日を令和6年4月1日と定めています。10月30日に、公民館のあり方について教育委員会から社会教育委員及び公民館運営審議会に諮問し、それぞれより意見書をいただいております。

次に、「公の施設の指定管理者の指定期間の変更について（淡路人形浄瑠璃館）」につきましては、現在、公益財団法人淡路人形協会により指定管理を行っている淡路人形浄瑠璃館の指定管理期間終了日を令和9年3月31日から令和6年3月31日に変更するものです。

最後に、「公の施設の指定管理者の指定について（淡路人形浄瑠璃館）」において、令和6年4月1日からは新たに、株式会社うずのくに南あわじ市に指定管理させるもので、期間は令和17年3月31日までとなっております。

以上で、議案第24号「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」南あわじ市議会12月定例会へ提案した教育委員会関係議案7件のご説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

少し補足させていただきます。沼島小中一貫校に対し、丸川様から1億円弱のご寄附をいただいております。丸川様は生前、沼島小中学校の活性化に活用してほしいというご意向でした。そこで、ご寄附の一部を活用し、毎年100万円を10年間にわたって、学校をよくするためにどんなことができるか、子どもたちが家庭で話し合い、その意見を学校へ持ち寄り、使い道を決めていくという取組を進めたいと思います。残りの使い道については、丸川様のご意向に沿って検討していきたいと考えております。

中央公民館図書室が市立図書館分館へ移行することにより、例えばコピーサービスが可能になるといったサービスの向上が図れます。

中央公民館を市地区公民館へ移行することについては、移行後も中央公民館の機能は教育委員会で果たしていくこととなります。

人形浄瑠璃館の民間業者への指定管理についてですが、民間のノウハウを活用して経営を安定化させていくこと、また団員の処遇改善を図っていくことという2つの目的をもって提案しております。

それでは、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【青木委員】 淡路人形浄瑠璃館の入館料について、大きくジャンプアップしています。これは協議の結果、見込みあつてのこととは思いますが。

【山家課長】 入館料につきましては、大人では1,800円から5,000円への改正となっております。これは上限額と考えていただければと思います。指定管理者が経営改善を図っていく上で、上限額を引き上げたことにより、経営手腕を発揮していただくことができると判断しての改正となっております。

【福田次長】 補足させていただきますと、現在は、1,800円となっておりますが、例えば2回続けて公演を見たいというお客様がおられた場合は、人形座は映画館と同じく完全入替制となっておりますので、2回分の入館料が必要になります。そこで、柔軟な対応を可能とするために上限額の設定をさせていただくものです。5,000円をいただくような内容の公演も今後期待できますし、経営者が収益を上げていくことも必要ですので、内容の充実も図っていただけるものと考えております。

【浅井教育長】 経営者が、長いスパンで、どのような料金体系が良いのかということを考えられる余地を残しておくということも改正の理由となっております。

【本條教育長】 人形浄瑠璃館の指定管理期間が11年間となっており、長めに期間を取られているように思うのですが、これはどのような理由からですか。

【山家課長】 指定管理期間につきましては、本市では10年の期間を定めている施設も多くあります。今回11年間という期間を指定したのは、この度の指定管理者が、大鳴門記念館、リニューアル中のみさき荘の指定管理業者でもあることから、これらの施設の指定管理期間の終期に合わせて、11年間とするものです。

【福田次長】 みさき荘の指定管理期間が令和7年4月から令和17年3月までの10年間の予定となっております。そこで、今回の人形浄瑠璃館を1年早い令和6年4月から令和17年3月までの11年間とし、指定管理の終期を合わせます。また、団員が安心して働いていけるように指定管理期間をできるだけ長くなるよう配慮しています。現在の指定管理者である公益財団法人淡路人形協会への指定管理期間も10年間で行っていました。

【浅井教育長】 経営者は安心して人形座に投資することができ、団員も処遇改善が期待できるということで、どちらにとってもメリットがあるのではないかと考えています。

【數田委員】 座員としての高いモチベーションをもって長く働いていただくために、働き方をはじめ処遇改善をしていただきたいという思いを強く持っています。地方巡業ではトラックを長時間運転して道具を運んだり、マイクロバスで移動したりと大変な状況で、定期的な休暇が取れないということも聞いています。長く勤めることができる職場であってほしいと思います。また、子どもたちに人形浄瑠璃に興味を持ってもらい、座員になる夢を持ったり、誇りを持って伝統芸能に触れ合ってもらいたいと願っています。

【山家課長】 指定管理業者へ移行していく中で、昔は地方巡業がメインでしたが、時代と共に状況も変わってきております。指定管理者の変更により、座員が芸を精練しながらモチベーションを上げられるような取組をしていただけないかと期待しています。団員の給料面の改善も今後期待しつつ、子どもたちが伝統芸能への憧れを持てるように市としても支援をしていきたいと考えております。

【浅井教育長】 人形座を長く続けてもらうために、指定管理者の選定をしておりますので、様々な課題がありますが、教育委員会としても関わっていきながら改善していければと思います。

【福田次長】 休暇の取得ができず、休館日も出勤している状況がありましたが、現在は徐々に改善されております。旧態依然とした給与体系等については、社会保険労務士にも入っていただき、現在の労働条件に合致したものに改善していこうとしております。定年制についても、まだまだ芸が伸びていこうとする60歳で定年を設定しているところにも改善の余地があります。人材育成のための体制も課題を持って今後取り組んでいかれると思いますので、これからも市として関わっていきたいと考えております。

【浅井教育長】 他に何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 これですべてを質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第24号「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第24号は、原案のとおり決定されました。

6. 協議及び報告事項

【浅井教育長】 続いて、協議及び報告事項に移りたいと思います。

協議及び報告事項につきましては、お手元に資料を配布しております。

(1) 南あわじ市地区公民館長の任命について

【浅井教育長】 はじめに、「(1) 南あわじ市地区公民館長の任命について」、事務局より説明をお願いします。

【山家課長】 南あわじ市地区公民館長の任命についてご報告させていただきます。

このたび、賀集地区公民館長の 飛田 千景 様 から辞職願が提出されたことを受け、後任として11月1日より 東 良彦 様 を新たに任命するものです。なお、東 様 の任期は前任者の残任期間となることから、令和7年3月31日までとなっております。

以上で、南あわじ市地区公民館長の任命についてのご報告とさせていただきます。

【浅井教育長】 説明が終わりました。

この件について、ご質問、ご意見等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(2) 南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会（11月）の報告について

【浅井教育長】 次に、「(2) 南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会（11月）の報告について」、事務局より説明をお願いします。

【秀課長】 令和5年第3回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会が11月20日の1日の会期で開催されました。当日上程されました議案につきましては、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件に該当するため、本来であれば当委員会にお諮りすべきところでしたが、日程の都合上、教育長専決で進めさせていただき、今回このような形で報告させていただくものです。

内容につきましては、「令和4年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を上程の後審議され、賛成多数で認定されました。

一般質問では、1名の議員から「道德教育について」の質問があり、答弁を行いました。

以上でご報告とさせていただきます。

【浅井教育長】 説明が終わりました。

この件について、ご質問、ご意見等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(2) 当面の行事予定及び教育委員会後援名義使用許可の報告について

【浅井教育長】 次に、「当面の行事予定」、「教育委員会後援名義使用許可状況」については、資料をご覧ください。

7. その他

【浅井教育長】 次に「その他」に移らせていただきます。
何かございませんか。

○「2024年20歳のつどい」について

【山家課長】 来年1月7日（日）午後0時30分受付、午後1時30分より、「2024年20歳のつどい」を南あわじ市文化体育館にて開催いたします。平成15年4月2日から平成16年4月1日生まれの方が対象になります。教育委員の皆さまには、改めてご案内いたしますので、お忙しい中とは存じますが、ご臨席いただきますようお願いいたします。

○夢プロジェクト「プロ野球選手による少年野球教室」について

【阿萬野課長】 12月3日（日）午後1時より、夢プロジェクト事業として、プロ野球選手による少年野球教室が三原健康広場グラウンドで開催されます。教育委員の皆さまには特にご案内は差し上げておりませんが、お時間がございましたら、ぜひお越しいただければと思います。

○2月の教育委員会定例会の日程調整について

【秀課長】 2月の教育委員会定例会については、日程調整の結果、2月22日（木）午前10時00分から第2別館第5会議室で開催したいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○総合教育会議について

【秀課長】 次回の12月20日（水）の教育委員会合同定例会は午前9時より開催いたします。その後引き続き、午前10時より総合教育会議を開催いたします。「人と関わる力について」を議題として、防災教育、アフタースクール事業の視点から事務局から説明した後、委員の皆さまからご意見をいただきたいと思っております。また、最後に南あわじ市におけるいじめと不登校の現状について報告させていただきます。時間に限りがございますので、この件については一言ずつ感想等をいただければと思います。

【浅井教育長】 他になにかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 ないようですので、これでその他を終了します。

7. 閉 会

【浅井教育長】 以上で本日の定例会の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、南あわじ市教育委員会、及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を閉会します。

午前11時00分